

# 徳島県個人情報保護審査会答申第138号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報訂正請求

平成30年12月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成〇年〇月〇日付け南総第〇〇号により部分開示された保有個人情報のうち、平成〇年〇月〇日付け事故速報の図面、事故車両の損害箇所<sup>の</sup>範囲及び職員の事故報告について訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成31年1月18日、実施機関は、本件訂正請求に係る保有個人情報として、「平成〇年〇月〇日付け県有車両等事故速報（以下「本件公文書1」という。）の報告内容及び「MEMO」欄の記載内容」及び「保険業者作成資料のうち事故車両写真に記した損傷箇所<sup>の</sup>範囲」を特定したが、条例第28条第1項における「事実」に該当せず、訂正請求の対象とならないことから、当該保有個人情報を訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成31年1月21日、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和4年2月15日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

県の<sup>お</sup>う<sup>ほう</sup>枉法行為を確認したため。

### 2 審査請求の理由

条例第31条第2項の規定により非訂正と決定したが、正誤の資料を確認した中で、間違いと気づいた中で否定することはおかしいので訂正を求める。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりである。

### 1 訂正請求について

条例第28条第1項に規定されている訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は「事実」であって、「評価、判断」等のように客観的な正誤の判断になじまない事項については、訂正請求の対象とすることができないと解される。

### 2 本件決定の理由

#### (1) 県有車両等事故速報について

県有車両等事故速報は、徳島県県有車両管理規則（昭和42年徳島県規則第36号）に基づき、県有車両の運転者から事故の報告を受けた所属長等が管財課長へ通報するため作成するものである。県有車両による交通事故処理を一元管理している管財課において事故の状況を速やかに把握し対応する必要から、事故発生時点でのおおまかな状況を速やかに通報することを目的とするものであり、報告すべき事項は、県有車両による交通事故が発生した日時、場所、当事者、事故の概況及び損害の状況である。

#### (2) 本件訂正請求に係る保有個人情報

審査請求人が訂正を求める部分は、本件公文書1の「事故の概況欄」及び「MEMO」欄の図面の県有車両と審査請求人の運転する車両との事故の状況に関する部分であると解される。審査請求人は、これらの記載内容が自分の認識と違っているため、当該部分を自分が認識する事故の状況となるように訂正することを主張している。

#### (3) 訂正請求の対象情報の該当性について

県有車両等事故速報は、実施機関の内部において、事故発生時点でのおおまかな状況を速やかに把握することを目的としており、事故の相手方の主張まで確認することを求めているわけではない。内部文書であることに鑑みると、当該速報の「事故の概況欄」等の事故の状況に関する部分は、事故の一方当事者である県職員の認識により記載すれば足りるものと考えられる。

したがって、当該「事故の概況欄」等の事故の状況に関する記載内容は、客観的な正誤の判定になじむ事項とはいえ、条例第28条にいう「事実」に該当するものとは認められないため、訂正請求の対象となるものではなく、訂正することはできない。

また、保険業者作成資料については、あくまでも保険業者の見解を記載したものであり、これについても、客観的な正誤の判定になじむ事項とはいえない。

以上により、本件請求に係る個人情報については、訂正請求の対象に該当せず、条例第30条に規定された「訂正しないことにつき正当な理由があるとき」に該当

するため、条例第31条第2項の規定に基づき、本件決定を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件訂正請求に係る保有個人情報について

本件訂正請求の添付資料から、審査請求人が訂正を求める部分は、本件公文書1の「MEMO」欄の図面にある県有車両と審査請求人が運転する車両との事故の状況に関する部分並びに「事故の概況」欄及び「人身損害・物損等の状況」欄の記載内容（以下「本件訂正情報1」という。）並びに平成〇年〇月〇日付けで保険会社から送付された資料において、事故車両の損傷箇所を写真上に図示した部分（以下「本件訂正情報2」という。）と解される。

### 2 本件訂正請求について

審査請求人は、本件訂正請求に係る保有個人情報について、実施機関が間違いであると気づいているのに否定することはおかしいと主張し、その訂正を求めている。

一方、実施機関の説明によると、審査請求人が本件訂正請求を行ったのは、本件請求に係る保有個人情報が自分の認識と違っていることから、当該情報を自分が認識する事故の状況となるように訂正するためであるとのことである。

実施機関は、本件訂正請求に係る保有個人情報は、条例第28条第1項に規定する訂正請求の対象とならないと主張していることから、訂正請求対象情報該当性について検討する。

### 3 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、条例第28条第1項において、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

「保有個人情報の内容が事実でない」とは、氏名、住所、年齢、生年月日等その性質上客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあることをいうと解され、個人に対する評価、判断等のように客観的な正誤の判定になじまない事項については、訂正請求の対象にならないと解されている。

審査請求人が訂正を求める情報は、審査請求人が運転する車両と実施機関の職員が運転する車両との接触事故という「事実」に関するものである。しかし、本件訂正情報1については、2つの車両が接触するまでにどのように動いたか等の当該事故の発生経緯についての県有車両を運転していた職員の認識であり、本件訂正情報2については、事故車両写真に記した損傷箇所の範囲を図示した保険会社の見解である。いずれも車両の接触事故に対する実施機関及び保険会社の認識、見解と言えるものである。

「事実」に対する認識、見解はそれを記述する者の主観的な理解であって、評価、判断と同じく客観的な正誤の判定又は検証が困難であることから、本件訂正請求に係る保有個人情報は、客観的な正誤の判定になじまないものであると解されることから、

条例第28条第1項に規定する訂正請求の対象となる保有個人情報には該当しない。

以上により，訂正請求の対象に該当しないとして本件決定を行った実施機関の決定は妥当である。

### 3 結論

当審査会は，本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果，冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は，次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年2月15日	諮問
同 年6月10日	審議（第142回審査会）
同 年7月22日	審議（第143回審査会）

### 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
松 永 満佐子	四国大学名誉教授	会 長